

個別品目の関税率の見直し

(分類変更への対応)

令和4年10月31日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. プロポリス原塊

(1) 経緯

プロポリス原塊は、ミツバチが植物の分泌物やミツバチ自身の分泌物等を練り合わせて、巣に作られる粘土状の物質である。

これまで、プロポリス原塊は食用ではない動物性生産品である第 0511.99 号（実行税率 1.5%（協定税率））に分類されていたところ、令和元年 9 月の H S 委員会（注 1）において、その他の食用の動物性生産品である第 0410.00 号（実行税率 9%（協定税率））に分類決定され、令和元年 12 月に当該決定が承認された（注 2）ことから、国内において分類変更する必要があるが、引き続き現行税率が維持されるよう要望が提出されている。

（注 1）商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に基づき設置され、締約国で構成。条約の改正の提案や統一システムの統一的な解釈及び適用を確保するための勧告の起案等を任務とする。

（注 2）令和 4 年 1 月の H S 品目表改正により、第 0410.00 号（その他の食用の動物性生産品）から第 0410.90 号（昆虫類その他の食用の動物性生産品）へ移行。

(2) 検討

H S 委員会の分類決定に従い、単純に第 0511.99 号から第 0410.90 号へ変更した場合、実行税率が 1.5%から 9%へ引き上げられることとなり、輸入者、ひいては消費者に過度な税負担が生じることとなる。

これを防ぐため、第 0410.90 号に分類変更されるプロポリス原塊に対し、税細分を新設した上で、現行の第 0511.99 号と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

2. セルラーバンブーパネル

(1) 経緯

セルラーバンブーパネルは、芯材を平行又は格子状に空間をもって並べ、その両面に竹製の合板等を貼り合わせた構造のものである。

これまで、セルラーバンブーパネルはセルラーウッドパネルである第 4418.92 号（実行税率 5%（協定税率））に分類されていたところ、本年 3 月の H S 委員会において、建具及び建築用品のうち竹製のものである第 4418.91 号（実行税率 3.9%（協定税率））に分類決定され、本年 6 月に当該決定が承認されたことから、国内において分類変更する必要があるが、引き

続き現行税率が維持されるよう要望が提出されている。

(2) 検討

HS委員会の分類決定に従い、単純に第 4418.92 号から第 4418.91 号へ変更した場合、実行税率が 5%から 3.9%へ引き下げられることとなる。

引き続き、国内産業を保護する必要があることから、第 4418.91 号に分類変更されるセルラーバンブーパネルに対し、税細分を新設した上で、現行の第 4418.92 号と同じ水準の関税率を設定することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

分類変更されるプロポリス原塊及びセルラーバンブーパネルに対し、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定することが適当ではないか。